

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部  
を改正する規則の制定について

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「浅田小学校」の次に「、小杉小学校」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

小杉小学校の体育館の使用料を設定するため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第12号  (第1条～第18条 略)		○川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第12号  (第1条～第18条 略)	
別表 (第10条関係)		別表 (第10条関係)	
学校名	金額 (1時間当たり)	学校名	金額 (1時間当たり)
大師小学校、浅田小学校、小杉小学校、坂戸小学校、 下作延小学校、西野川小学校、鷺沼小学校、 西有馬小学校、宮前平小学校、宮崎台小学校、平 小学校、長尾小学校、宿河原小学校、下布田小学 校、真福寺小学校、稲田中学校	150円	大師小学校、浅田小学校、坂戸小学校、下作延小 学校、西野川小学校、鷺沼小学校、西有馬小学校、 宮前平小学校、宮崎台小学校、平小学校、長尾小 学校、宿河原小学校、下布田小学校、真福寺小学 校、稲田中学校	150円
旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎 小学校、木月小学校、下小田中小学校、大谷戸小 学校、梶ヶ谷小学校、西梶ヶ谷小学校、久末小学 校、南野川小学校、有馬小学校、白幡台小学校、 菅生小学校、三田小学校、長沢小学校、千代ヶ丘 小学校、南百合丘小学校、虹ヶ丘小学校、栗木台 小学校、野川中学校、有馬中学校、犬蔵中学校、 菅中学校、南生田中学校、西生田中学校、長沢中 学校、白鳥中学校	200円	旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎 小学校、木月小学校、下小田中小学校、大谷戸小 学校、梶ヶ谷小学校、西梶ヶ谷小学校、久末小学 校、南野川小学校、有馬小学校、白幡台小学校、 菅生小学校、三田小学校、長沢小学校、千代ヶ丘 小学校、南百合丘小学校、虹ヶ丘小学校、栗木台 小学校、野川中学校、有馬中学校、犬蔵中学校、 菅中学校、南生田中学校、西生田中学校、長沢中 学校、白鳥中学校	200円
殿町小学校、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小 学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、 東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小 学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、	250円	殿町小学校、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小 学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、 東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小 学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、	250円

改正後		改正前	
古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉小学校、下河原小学校、玉川小学校、下沼部小学校、苧宿小学校、東住吉小学校、住吉小学校、今井小学校、上丸子小学校、西丸子小学校、宮内小学校、新作小学校、東高津小学校、久本小学校、上作延小学校、南原小学校、宮崎小学校、稗原小学校、犬蔵小学校、稲田小学校、登戸小学校、南菅小学校、菅小学校、南生田小学校、片平小学校、西高津中学校、平中学校、金程中学校、王禪寺中央中学校、豊学校、中央支援学校、田島支援学校、田島支援学校桜校		古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉小学校、下河原小学校、玉川小学校、下沼部小学校、苧宿小学校、東住吉小学校、住吉小学校、今井小学校、上丸子小学校、西丸子小学校、宮内小学校、新作小学校、東高津小学校、久本小学校、上作延小学校、南原小学校、宮崎小学校、稗原小学校、犬蔵小学校、稲田小学校、登戸小学校、南菅小学校、菅小学校、南生田小学校、片平小学校、西高津中学校、平中学校、金程中学校、王禪寺中央中学校、豊学校、中央支援学校、田島支援学校、田島支援学校桜校	
さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校、戸手小学校、南加瀬小学校、平間小学校、井田小学校、大戸小学校、新城小学校、富士見台小学校、麻生小学校、大師中学校、南大師中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校、川崎中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、日吉中学校、南加瀬中学校、玉川中学校、住吉中学校、井田中学校、中原中学校、宮内中学校、西中原中学校、橘中学校、高津中学校、東高津中学校、宮崎中学校、宮前平中学校、枡形中学校、南菅中学校、生田中学校	300円	さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校、戸手小学校、南加瀬小学校、平間小学校、井田小学校、大戸小学校、新城小学校、富士見台小学校、麻生小学校、大師中学校、南大師中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校、川崎中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、日吉中学校、南加瀬中学校、玉川中学校、住吉中学校、井田中学校、中原中学校、宮内中学校、西中原中学校、橘中学校、高津中学校、東高津中学校、宮崎中学校、宮前平中学校、枡形中学校、南菅中学校、生田中学校	300円
東門前小学校、向丘小学校、金程小学校、岡上小学校	350円	東門前小学校、向丘小学校、金程小学校、岡上小学校	350円
御幸小学校、中原小学校、末長小学校、高津小学校、土橋小学校、中野島小学校、西菅小学校、生田小学校、西生田小学校、東柿生小学校、柿生小学校、桜本中学校、平間中学校、向丘中学校、中	400円	御幸小学校、中原小学校、末長小学校、高津小学校、土橋小学校、中野島小学校、西菅小学校、生田小学校、西生田小学校、東柿生小学校、柿生小学校、桜本中学校、平間中学校、向丘中学校、中	400円

改正後		改正前	
野島中学校、麻生中学校		野島中学校、麻生中学校	
古市場小学校、久地小学校、野川小学校、東菅小学校、王禪寺中央小学校、今井中学校、菅生中学校	450円	古市場小学校、久地小学校、野川小学校、東菅小学校、王禪寺中央小学校、今井中学校、菅生中学校	450円
子母口小学校、橘小学校、東生田小学校、百合丘小学校、川中島中学校、富士見中学校、東橘中学校、柿生中学校、はるひ野中学校	500円	子母口小学校、橘小学校、東生田小学校、百合丘小学校、川中島中学校、富士見中学校、東橘中学校、柿生中学校、はるひ野中学校	500円
備考 体育館の半面を利用する場合の使用料は、半額とする。		備考 体育館の半面を利用する場合の使用料は、半額とする。	